

報道関係者 各位

令和8年3月24日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐藤 博幸

賃金指導官 我妻 一広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田労働局による秋田県最低賃金改定の 周知・広報行動の実施について

秋田労働局は、下記日時に令和8年3月31日（火）から発効する秋田県最低賃金「時間額1,031円」の周知・広報行動を実施します。

記

- 日時 令和8年3月26日（木）
午前7時30分から45分程度
- 実施場所 秋田駅ぽぽろ一ど等
- 実施方法 ポケットティッシュの配布

ちゃんとチェック！最低賃金

令和8年3月31日から 時間額 **1,031円**

秋田県最低賃金  たしかめたんは、労働基準局が所管する産業の広域を行う「かめ(亀)」のキャラクターです。

非鉄金属製錬・精製業 令和7年12月25日から	1,091円	自動車・同附属品製造業 令和8年3月31日から	1,060円
電子部品・デバイス等 製造業 令和8年3月31日から	1,032円	自動車(新車)、自動車 部品・附属品小売業 令和8年3月31日から	1,032円

賃金引上げを支援する**助成金**を積極的に活用しましょう。

最低賃金に関する問合せ 秋田労働局賃金室 ☎018-883-4266
又は最寄りの労働基準監督署

業務改善助成金の問合せ 秋田労働局雇用環境・均等室 ☎018-862-6684

キャリアアップ助成金の問合せ 秋田労働局職業安定部訓練課 ☎018-883-0006

秋田労働局による秋田県最低賃金の周知・広報行動（詳細）

1 目的

秋田県最低賃金の改定（951円から1,031円、80円引上げ）に係る効果的な周知を図る。

2 実施方法

通勤時間帯の労働者及び通学途上の学生等を対象に、広報用ポケットティッシュを配布し、最低賃金の周知・広報を行う。

3 実施場所

別紙位置図のとおり（のぼりが目印です。）

のぼり

3月31日～
秋田県 最低賃金
時間額
1,031円
賃金引き上げの
支援策を
活用しましょう。
業務改善助成金
キャリアアップ助成金
厚生労働省 秋田労働局

ちゃんとチェック!
秋田県最低賃金
1,031円
令和8年3月31日から
秋田県の特定最低賃金

非鉄金属製錬・ 精製業	1,091円 7.12.25 発効	電子部品・デバイス・ 電子回路、電池、 電子応用装置、その他 の電気機械器具、 映像・音響機械器具、 電子計算機・同附属 装置製造業	1,032円 8.3.31 発効
自動車・ 同附属品製造業	1,060円 8.3.31 発効		
自動車（新車）、 自動車部分品・ 附属品小売業	1,032円 8.3.31 発効		

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保証する制度です。 中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

位置図 ■■■■ 配布予定場所

